

商品概要説明書

2025 年 9 月 1 日現在

商品名	とりぎん教育資金贈与専用口座	
ご利用 いただける方	●祖父母等の直系尊属(贈与者)から、書面による教育資金の贈与を受けた 30 歳未満の個人のお客さま ●贈与等を受けた年の前年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円以下のお客さま ※「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に係る預金口座は受贈者お一人につき、1 金融機関かつ 1 店舗に限定されています。	
対象預金	●普通預金（総合口座普通預金のご利用できません） ●口座開設時に「教育資金非課税申告書」をご提出いただき、「教育資金管理特約」を締結していただきます。	
取扱店	●全営業店（ローンプラザ、とっとり砂丘大山支店を除く） ●以降のお取引は、すべて口座開設店のみでのお受付となります。	
お預入れ方法	●口座開設店のみで、お預入いただきます。 ●贈与契約後 2ヶ月以内の資金を対象とし、当行本支店の窓口で教育資金非課税申告書等の書類の提出と同時にお預け入れいただきます。 ●ATM やお振込によるお預入の取扱は、いたしません。	
	①最低お預入額	100万円
	②お預入限度額	1, 500万円（利息額は含みません）
	③お預入単位	1円単位
	④お預入の期限	2026年3月31日（火）
	⑤お利息	普通預金の店頭表示利率を適用します。
引出方法	●口座開設店の窓口のみでお引出できます。 ●お客さまが教育資金のお支払後、当該領収書等を口座開設店にご提出していただき、領収書等の金額を上限に金額をお引出いただきます。 ●領収書等は、発行後1年以内かつ、この預金口座開設後の日付のものが対象となります。 ●お引出金は再預入できません。 ●ご提出いただいた領収書等は返却いたしません。	
お引出に 要する時間 について	●当行は、ご提出いただいた領収書等を法令に基づき非課税の対象となるか確認いたします ●ご提出いただいた領収書等の確認は本部専門部署で行うため、お引出まで 2週間程度お時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。	

取扱手数料	口座開設時：1口座当たり 110,000 円（税込）
キャッシュカード	発行いたしません
解約	●教育資金管理契約は以下のいずれかに該当する場合、終了いたします。 ・預金者（贈与を受ける方）の年齢が30歳に達した場合 但し、30歳に達しても、その達した日において下記のいずれかに該当し、30歳に達した日の翌月末までに銀行へ届出した場合、30歳に達した日の翌年12月31日まで教育資金管理契約は継続するものとします。銀行に届出を行った翌年以後においては、その年の12月31日までに改めて銀行に届出を行えば、下記のいずれかに該当する期間が亡くなった年の翌年12月31日、又は預金者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了するものとします。 ・学校等に在学している場合 ・教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合 ・預金者が亡くなられた場合 ・本口座の預金残高が0になり、預金者と当行との間で口座解約の合意があった場合
その他	●預金の譲渡・担保提供をすることはできません。 ●本口座は教育資金管理以外の口座としてご利用することはできません。 ●氏名・住所等、教育資金非課税申告書等にて申告頂いた内容に変更があった場合は、直ちに教育資金管理契約に関する異動申告書を提出いただきます。 ●当行所定の事由等により、受贈者が本措置の適用を受けられなかったことによる損害等については当行は責任を負いません。 ●本措置の法令や税務上のお取扱は税務署もしくは税理士、教育資金や学校等範囲についてご不明な点がある場合は、文部科学省または税理士にご確認ください。 ●管理契約終了の日までに贈与者が亡くなられた場合、受贈者は速やかにその旨を当行にお知らせください。

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会

<連絡先> 全国銀行協会相談室

<電話番号> 0570-017109 または 03-5252-3772